

## 一般職員の昇任試験制度の実施について（例規）

最終改正 令和3.11.19 例規務第34号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

このたび、一般職員の昇任候補者の選抜に関する訓令（昭和43年京都府警察本部訓令第10号。以下「訓令」という。）を制定し、昭和43年5月1日から施行することにしたが、試験制度の目的、訓令の性格および解釈等については、次のとおりであるので、所属職員に徹底させるとともに、その運用に誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 昇任試験制度導入の趣旨

一般職員の組織上の地位への昇任については、従来は選考の方法により行なってきたところであるが、この訓令の制定により、今後の昇任は、原則として競争試験によることとなった。

その趣旨は、有能な人材を公正な手段によつて抜てきすることにより、組織の強化と一般職員の士気の高揚を図り、ひいては優秀な新規採用者を多数迎え入れようとするところにある。

なお、この制度実施に伴い、一般職員の幹部ポストについては、警察官との切替えと新設とにより、逐次増設していく予定である。

#### 2 試験の性格

一般職員の組織上の地位への昇任（主任の職への昇任を除く。）については、京都府人事委員会の権限として留保されているので、この訓令による試験は、人事委員会に選考を申請する昇任候補者を選抜する内部試験という性格を持つものである。

#### 3 選考による昇任

昇任候補者の選抜の方法は、原則として競争試験によることとしたが、職務の特殊性等により、必ずしも競争試験になじまない職への昇任については例外を設け、事務主任、技術主任、指導主任及び主査の職への昇任は選考によることとし、また、警察本部長が職務の特殊性により特に指定した職及び競争試験によつても十分な競争者が得られないと認めた場合の昇任候補者の選抜は、選考によることができることとした。

なお、後段の職は、「選考によることができる」のであるから、その職に競争試験合格者をもつて充てることは差し支えないし、当然あり得ることである。

##### (1) 選考による職

事務主任、技術主任及び指導主任並びに主査の職とする。

##### (2) 選考によることができる職

別記1「選考による昇任候補者をもつて充てることができる職」のとおりとする。

##### (3) 選考申請

所属長は、前記(1)及び(2)に掲げる職に欠員を生じ、昇任によりその職を補充しようとするときは、その職に必要な知識、技術、資格又は免許を有し、かつ、前記(1)の職にあつては、別記2の昇任選考基準を満たす者、前記(2)に掲げる職にあつては、訓令第5条第1項に規定する昇任試験の受験資格を有する者の中から適任者を選択して、昇任候補者選考申請書（別記様式）により選考の申請をすることができる。

##### (4) 選考の方法

ア 昇任候補者の選考は、書類審査によるものとし、必要により、面接審査を併せて行うことができる。

イ 前記の面接審査の要領については、訓令第8条第2項の規定によるものとする。

#### 4 試験の種別

試験は、主任級昇任試験、係長級昇任試験及び補佐級昇任試験の3種とした。「級」とは、それぞれの相当職を含むことを意味し、「相当職」とは、京都府警察の組織の運用について（昭和45. 3. 25：5京務第 237号）の例規通達第1の19「職」の表に定める「主任等」、「係長等」及び「補佐等」の欄に掲げるものを指す。

また、訓令第5条第1項の表中、係長級昇任試験の受験資格（在級年数）欄でいう「主任及びその相当職」は、事務主任、技術主任及び指導主任並びに主査の職を含むものである。

なお、警視相当職への昇任候補者の選抜については、警察官の例にならい選考によることになり、訓令の規定外のことである。

#### 5 試験の内容等

(1) 一次試験の試験科目の出題責任者は、次のとおりとする。

ア 論文 警務部長

イ 法学 警務部長

ウ 警察実務A及びB 警務部長（交通巡視員たる一般職員については、警務部長及び交通部長）

(2) 試験科目ごとの考査の内容及び評価目的は、おおむね次のとおりとする。

ア 論文

幹部としての見識、判断力、企画力、管理能力等を考査する。

イ 法学

幹部として必要とされる法学基礎知識、応用力等を考査する。

ウ 警察実務A及びB

幹部として必要とされる実務能力等を考査する。

#### 6 特例

(1) 訓令施行後初めて行われる係長級昇任試験（昭和43年中に実施予定）については、現在の主任のみならず事務吏員又は技術吏員の職に4年以上の勤務年数のある職員はすべて受験することができることにした。この措置は、同一所属で長期にわたり勤務しているにもかかわらず、主任のポストがないため、主任に任命されなかつた者等を含めて、広く人材を発掘することをねらいとして定めた特例であり、今回限りのものである。

なお、この措置により、係員である者が試験に合格した場合は、一旦主任に任命し、後に係長又はその相当職に昇任させることとする。

(2) 訓令施行の日から4年間は、経過措置として、婦人交通指導員の係長級昇任試験については、主任等の在級期間にかかわらず、現に主任、指導主任又は主査の職にある婦人交通指導員のうち、一次試験の日の前日において、婦人交通指導員の職に11年以上（学校教育法の規定による大学を卒業した者については6年以上、同法の規定による短期大学又は高等専門学校を卒業した者については9年以上）勤務した者がすべて受験できることとした。

また、前記にかかわらず、訓令施行後初めて行われる婦人交通指導員の係長級昇任試験（平成2年中に実施予定）については、最初に行う婦人交通指導員の主任級昇任試験に合格し

た者のうち、一次試験の日の前日において、前記勤務年数を有する者がすべて受験できることとし、この係長級の昇任試験に合格した者は、主任を経ず直接係長の職に昇任させることとした。

- (3) 婦人交通指導員に初めて行う指導主任の選考並びにそれに引き続く平成3年、平成4年及び平成5年の指導主任の選考については、主任級昇任試験に合格した者のうち、婦人交通指導員として11年以上（学校教育法の規定による大学を卒業した者については6年以上、同法の規定による短期大学又は高等専門学校を卒業した者については9年以上）勤務した者で勤務成績が優秀な者の中から選考し、これにより選考された者は、主任を経ず直接指導主任に昇任させることができる。

なお、前記(2)及びこの措置は、婦人交通指導員に新たに職を設置することに伴う特例である。

#### 別記1

選考による昇任候補者をもつて充てることができる職

選考による昇任候補者をもつて充てることができる職は、次のとおりとする。

- 1 広報応接課 音楽隊の隊長、副隊長及び主任の職
- 2 会計課 営繕係の係長及び主任の職
- 3 装備課 通信係（電話交換の職に限る。）、車両係及び自動車整備工場の主任の職
- 4 教養課 術科指導室の係長及び主任の職
- 5 鑑識課（庶務係を除く。） 課長補佐、係長及び主任の職
- 6 科学捜査研究所 科長、専門研究員及び主任研究員の職
- 7 交通規制課 信号機の係長及び主任の職
- 8 運転免許試験課 技能試験係の係長及び主任の職
- 9 警備第一課 航空隊の主任の職
- 10 その他職務の特殊性により、専門的知識若しくは特殊技術を必要とする職又は法令に定める資格若しくは免許を必要とする職で、競争試験を行っても適任者が得られないと警察本部長が認める補佐、係長、主任及びこれらに相当する職

#### 別記2

事務主任、技術主任及び指導主任並びに主査の職への昇任選考基準

事務主任、技術主任及び指導主任並びに主査の職への昇任選考基準は、次のとおりとする。

なお、勤務年数の計算は、訓令第5条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

##### 1 事務主任、技術主任及び指導主任

一般職員として11年以上（学校教育法の規定による大学を卒業した者については6年以上、同法の規定による短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）については9年以上）勤務した主任又はその相当職にある者で勤務成績が優秀な者

##### 2 主査

発令日が属する年度の前年度の末日現在において、年齢40歳以上で、かつ、一般職員としての勤務年数が14年を超える者のうち勤務成績が優秀な者

別記様式

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿		第 年 月 日
(所属長名)		印
<p style="text-align: center;">昇任候補者選考申請書</p> <p>選考による昇任候補者をもつて充てる職に欠員を生じたので、その補充の職として次の職員を選考を申請します。</p>		
選考昇任候補者をもつて充てたい職	職名	組織上の地位 相当職
	職務内容	必要とする資格、免許等
選考昇任候補者	氏名	生年月日 年 月 日 ( 歳)
	採用 年 月 日	最終学歴 (学校名・学部科名) 年 月 ( 年) 中退 卒業
	主任級任命 年 月 日	資格、免許等
	係長級任命 年 月 日	
	現在の職等	所属
職名 (係員は係名)		現係配置 年 月 日
職務内容		
適任と認められた理由	(具体的に記述すること。)	
参 考 事 項		